

石鳥谷地域学校統合検討委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、石鳥谷地域（以下「地域」という。）の学校統合を円滑に推進するため、石鳥谷地域学校統合検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について意見を聴くほか、意見交換を行い情報共有を図るものとする。

- (1) 地域の新たな学校形態に関すること。
- (2) 新たな学校の設置場所に関すること。
- (3) その他、学校統合に関し必要なこと。

(委嘱)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域の学校 P T A 代表者
- (2) 地域の保育施設等保護者代表者
- (3) 地域の住民組織代表者
- (4) 地域の教育に係る組織代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日の属する年の末日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、教育委員会教育長が招集する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会教育企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の実施に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。